

法人課税 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長

1. 改正の概要

中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置について、一部を見直した上、適用期限を2年延長する。

		中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	商業・サービス業・農林水産業 活性化税制(延長)
対象企業		青色申告書を提出する中小企業者等(資本金額1億円以下の法人又は農業協同組合等)		
対象事業 (指定事業)		中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象となる事業	主に製造業・建設業が対象 下記の事業等は対象外 ・採石業、砂利採取業 ・金融業、保険業(損害保険代理店業を除く) ・不動産業、物品賃貸業(駐車場業を除く) ・娯楽業 ・電気業	主に小売業・卸売業・サービス業が対象 下記の事業等は対象外 ・鉱業、採石業、砂利採取業 ・建設業、製造業 ・金融業、保険業(損害保険代理店業を除く) ・娯楽業(映画館を除く) ・医療業、保健衛生業
適用要件		特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること	一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること	認定経営革新等支援機関等による経営改善指導等に伴って、経営改善設備の取得等をし、指定事業の用に供すること
対象資産・ 金額要件等	建物・構築物			
	機械装置	1台160万円以上	1台160万円以上	
	ソフトウェア	1台70万円以上	合計70万円以上	
	器具備品	1台30万円以上		1台30万円以上
	建物附属設備	1台60万円以上		1台60万円以上
	工具	1台30万円以上	1台30万円以上 かつ合計120万円以上	
	普通貨物自動車		車両総重量3.5t以上	
	内航船舶		取得価額の75%が対象	
見直し		特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われる		適用要件に「収益力向上要件(※)」が追加される

※収益力向上要件とは、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により**売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであること**について認定経営革新等支援機関等の確認を受けることをいう。

法人課税 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長

1. 改正の概要

		中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	商業・サービス業・農林水産業 活性化税制(延長)
特別償却率		即時償却(100%)	30%	30%
税額控除額	特定中小企業者等	10%	7%	7%
	上記以外	7%	適用不可	適用不可
適用期限		2019年4月1日から2021年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される		

2. 実務上の留意点

所得税についても同様の改正が行われる。

3. 今後の注目点

中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備等の具体的な範囲。